

(様式 1 - 1 申請書)

3 川 企 第 203 号  
令和 3 年 10 月 22 日

内閣総理大臣 殿

川俣町長 藤原一二

地域魅力向上・発信事業計画の提出について

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））  
実施要綱第 4 の 2 の規定に基づき、地域魅力向上・発信事業計画（令和 3 年  
度）を提出します。

情報発信等戦略の期間	
令和3年度	
情報発信等戦略	
<p>① 情報発信の内容 川俣町の「食」や「健康」について正確な情報を発信し理解を得るとともに、本町の豊かな自然や歴史、文化、体験アクティビティなど魅力を発信しイメージ向上を図る。</p>	
<p>② 川俣町の情報発信体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・川俣町公式ホームページや公式SNS (Facebook、Twitter、LINE)、広報誌等による発信</li><li>・地元メディアと協力・連携した発信</li><li>・国や福島県、周辺自治体とイベント等の情報を共有し、連携しながら風評払拭に対する情報発信</li></ul>	
<p>③ 情報発信等の戦略目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国内外に対して、川俣町産の農産物の安全性、健康への影響等について正確な情報を発信して、原発事故による放射能等の風評払拭を図るとともに、「自然」「歴史」「文化」等の魅力についての情報を発信することにより本町のイメージ向上を図る。</li></ul>	
<p>④ 全体工程表</p>	

(様式1-3)

308 川俣町 地域魅力向上・発信事業計画 令和3年度

令和3年10月22日時点

(単位：千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	事業 実施 主体	各年度の交付対象事業費 (注3)					総交付対象事業費	全体事業 期間 (注4)	備考 その他(注5)
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
1	A - 1	川俣町地域情報発信事業	川俣町	(0) 1,373 <1,373>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 1,373 <1,373>	R3 ~ R3	
2	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
3	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
4	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
5	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
6	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
7	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
8	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
9	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
10	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
11	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
12	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
13	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
14	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
15	-			<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	~	
			合 計	(0) 1,373 <1,373>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 1,373 <1,373>		

(注1) 「事業番号」は、「(交付要綱別添1の番号) - (同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」となるよう記載する。

(注2) 「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3) 「各年度の交付対象事業費」は、上段( )書きは前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書き及び総交付対象事業費については、自動計算される。

(注4) 「全体事業期間」は、令和3年度以降に実施することが見込まれる事業については、令和3年度以降も含めて記載する。

(注5) 事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(様式1-4)

308 川俣町 地域魅力向上・発信事業計画

令和3年度

令和3年10月22日時点

(単位：千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	事業 実施 主体	国費率 (a)	当該年度		備考
					交付対象事業費 (b) (注3)	うち交付金交付額 (c) = a × b	
1	A - 1	川俣町地域情報発信事業	川俣町	1/2	(0) 1,373 <1,373>	(0) 686 <686>	
2	-				<0>	(0) 0 <0>	
3	-				<0>	(0) 0 <0>	
4	-				<0>	(0) 0 <0>	
5	-				<0>	(0) 0 <0>	
				合計額	(0) 1,373 <1,373>	(0) 686 <686>	

(注1) 「事業番号」は、「(交付要綱別添1の番号) - (同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」となるよう記載する。

(注2) 「事業名」は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3) 上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-5)

川俣町 地域魅力向上・発信事業計画に基づく事業 個票

令和3年10月22日時点

※本様式は1-3, 1-4に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	川俣町地域情報発信事業	事業番号	A-1
事業実施主体		川俣町	総交付対象事業費		1,373千円
既配分額		千円	当該年度交付対象事業費		1,373千円
経費区分ごとの費用					
一 地域の魅力向上・発信事業					
①情報発信事業					
				小計	1,373千円
i) 風評動向調査					
ii) 体験等企画実施					1,373千円
iii) 情報発信コンテンツ作成					
iv) ポータルサイト構築					
②外部人材活用					
				小計	千円
i) 企画立案のための外部人材の活用					
ii) 地域の語り部の育成					
二 関連施設の改修					
地域の魅力発信事業と一体的に行うための関連施設の改修					
風評の払拭に関する目標					
【アウトプット】					
・大阪市内 復興庁主催イベント ブース出展 1回 (川俣町の特産品販売を中心としたPRイベント)					
・SNS (Facebook、Twitter) による情報発信 計2回					
【アウトカム】					
イベント来場者数 5500人					
福島県に対するイメージの向上 70%					
事業概要					
事業実施主体	川俣町				
主な企画内容	・大阪市内での特産品販売等を中心としたイベントの開催 ・SNS等を利用した情報発信				
主な事業の実施場所	大阪市内				
事業の実施期間	令和3年12月～令和4年3月				
企画内容					
【実施体制】					
①実地主体：川俣町					
②連携団体及び役割分担					
(1) 川俣町：事業の実施、関係団体との調整等を行う。					
(2) 復興庁：イベントを主催					
(3) 委託業者：イベントの企画、運営等を行う。					
(4) 川俣町農業振興公社：特産品の販売					
(5) 近畿大学：復興支援への取組紹介					

## 【現状・課題】

### <現状>

風評の払拭については、これまでの取組より一定の成果を上げているものの、福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離、観光業の不振等が今も続いている。

このような科学的根拠に基づかない風評は、福島県の現状についての認識が不足していること、放射線に関する正しい知識等が十分に周知されていないことなどに原因があると考えられる。

### <課題>

国（復興庁）及び地域（福島）が、風評の払拭に向けて、それぞれ効果的な情報発信を実施してきたが、両者が一体となつての情報発信は実施できていない。

風評の払拭に向けては、これまで、ラジオ、テレビ、インターネット等のメディアを活用した情報発信及びシンポジウム、販促イベント等の直接的な双方向コミュニケーションによる情報発信を行ってきたが、後者については、首都圏が中心で行われてきた。

## 【現状の課題に対するこれまでの取組】

- ・ 町内の環境放射線量測定結果や食品等放射性物質検査等を、町公式HPや町発行の情報誌（放射線モニタリングニュース）での情報発信
- ・ 首都圏イベントでの情報発信（江東区民まつり）
- ・ 年2回の川俣シャモまつりの開催（川俣町、福島市）
- ・ 近畿大学との連携による様々な復興への支援「“オール近大”川俣町復興支援プロジェクト」（ポリエステル媒地でのアンスリウム栽培や、地域へのフィールドワーク、新しい特産品の開発、川俣シャモのレシピコンテストなど）

## 【事業実施により得られる効果】

・ 国（復興庁）及び地域（福島）が連携・協力し、情報発信することにより、それぞれの総和以上の発信力を発揮することを狙う。

・ そのため、直接的な双方向コミュニケーションによる情報発信は、首都圏を中心に実施してきたところであるが、関西圏に対しても強い発信力をもって伝えることができる。

川俣町産品の安全及び品質を関西の消費者に直接伝えることができる

SNS（Facebook、Twitter）を活用した新たな情報発信により、農水産物等のモニタリング検査結果の正しい情報、生産過程及び商品に対する取組等を伝えることで、川俣町の食の安全・美味しさ・地域の魅力を広く発信することができる。

・ JGAP団体認証を受けた生産団体（川俣シャモ振興会）が育成した川俣シャモの魅力を食の安全性に敏感な主婦層・ファミリー層に知ってもらい、味わってもらうことで、食の安全性と町の魅力の情報発信につながる。

## 【今年度事業における具体的な取組内容】

大阪市内の復興庁主催イベント

### 【テーマ】

復興庁の風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略として、

①福島復興の現状等を「知ってもらう：放射線に関する正しい知識の理解と誤解の払拭」

②福島県産品を「食べてもらう：福島県産品の利用・販売促進等」

③福島県に「来てもらう：国内外からの被災地への誘客促進」の3つの大項目の観点から、

多くの人にアピールするため、関西圏の主要都市である大阪市において、人の交流が増加する週末に、効率的に①～③の該当項目の情報を発信する。国（復興庁）においては、①の情報発信を行い、地域（福島）においては、②③を中心に情報発信を行う。

【日時】令和4年3月6日（日）1日間（現在の最有力候補日となります。）

【場所】大阪市内

【ターゲット層】食の安全性に敏感な主婦層・ファミリー層

【情報発信】公式HP、SNS（Facebook、twitter等）及び復興庁HP・関連団体（川俣町農業振興公社・近畿大学）等を利用し発信

【概算費用】1,373千円

【販売予定品目】

川俣シャモ（川俣シャモ ムネ・モモ串、手羽ロースト、シャモステーキ 等）

#### 【事業内容】

川俣町の魅力ある特産品販売を中心に、川俣シャモの加工・販売者（川俣町農業振興公社）と町が連携し、「食の安全性」をPRする。川俣町の農産物は全て食品検査を実施しており、放射線の検出はされていない。町を代表する農産物として、川俣シャモはJGAP認証を受けこだわりの生産体制で生産しており、食品の安全性を発信することができ、町に対する理解の醸成と、イメージアップを図る。

川俣シャモのふるまい（試食）や、お土産（ノベルティ）の配布を、食の安全性に敏感である主婦層やファミリー層へ行き、安心・安全で美味しい川俣町の特産品があることと同時に町の魅力を発信する。

- ・川俣町の出展ブースへ立ち寄った方へ、オリジナルクリアファイルに入った町の各種観光パンフレット等の配布を行い、川俣シャモのムネ串・モモ串（どちらかおひとつ）のふるまい（試食）の提供（先着600名）
- ・川俣町公式SNS（Facebook、Twitter）への登録及び、認知度を向上させるため「川俣町に関するクイズ」を行い、登録者・回答者へ川俣シャモの地鶏カレーをお土産（ノベルティ）として配布
- ・川俣シャモ（ムネ・モモ串、手羽ロースト、シャモステーキ 等）の販売
- ・ファミリー層の関心を集めるため、川俣町公式キャラクター（お手姫様）の着ぐるみによるPRを実施

川俣町の復興活動の一環として、復興事業を近畿大学と連携して取り組みを行っている「“オール近大”川俣町復興支援プロジェクト」の紹介パネル（町備品）の設置を行い、関西圏の方々へ近畿大学を通して親近感と興味・関心をもってもらうようにする。イベントでは、近畿大学学生と協力し、これまでの近畿大学との取り組みの紹介だけでなく、近畿大学と共同開発した ※1ポリエステル媒地を活用した ※2アンスリウムの展示をイベントスペースの会場装飾として活用し、町の復興への取組の認知と理解の醸成を図り、イメージアップ・認知度の向上を目指す。

※1 ポリエステル媒地とは、古着を植物栽培用の培地として再利用したもの。直接、土に触れないため、風評被害の不安がなく、安心安全な栽培方法として採用した。

※2 アンスリウムとは、熱帯アメリカ原産のハート形の観葉植物。復興シンボルとして、川俣町では主に切り花として出荷している。

【今年度事業における目標】※複数年度にわたって事業を実施する場合

【今年度事業の実施により得られる効果】※複数年度にわたって事業を実施する場合

【次年度以降の取り組み】※複数年度にわたって事業を実施する場合

#### 【新型コロナ感染拡大防止対策】

事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、国・実施主体する地方公共団体・（イベント開催など実施主体と開催地が属する地方公共団体が異なる場合には、開催地が属する地方公共団体）が発出する通知・ガイドラインに則った形で事業を実施いたします。

<具体的な対策>

- ・イベント参加スタッフの健康状態の把握と、手指消毒・マスク着用の徹底
- ・来場者への3密の防止と感染症対策への呼びかけ
- ・食べ歩きとならないように、個別に包装し、密にならない安全な場所で食べるよう呼びかける。